

新型コロナウイルス感染症に対する医療従事者等宿泊費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、奈良県における医療提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の治療や検査等に対応する医療従事者等の勤務環境の負担軽減に資することを目的として、奈良県内の新型コロナウイルス感染症に対する医療を提供する医療機関の医療従事者等が宿泊する場合の宿泊費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に対する医療を提供する医療機関」（以下「当該医療機関」という。）とは、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入医療機関、帰国者・接触者外来を設置する医療機関、奈良県発熱外来認定医療機関の認定等に関する要綱第5条により認定を受けた発熱外来認定医療機関及びその他知事が必要と認めた団体をいう。
- (2) 「医療従事者等」とは、前号の医療機関で勤務する職員及びその他知事が必要と認めた個人をいう。

(補助対象事業者及び補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる者及び補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件のいずれかを満たしているものとする。

- (1) 当該医療機関が、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事する医療従事者等のために宿泊施設等を借り上げたこと
- (2) 当該医療機関が、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事する医療従事者等の宿泊費用を負担したこと
- (3) 当該医療機関において新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事する医療従事者等が、自己で宿泊費用を負担したこと

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	宿泊費又は宿泊施設等の借上げ費
補助金の額	実支払額 ただし、前条第1号の事業については1室1泊あたり10,000円を上限とし、前条第2号及び第3号の事業については1人1泊あたり10,000円を上限とする。

(補助対象とならない経費)

第5条 前条の補助対象経費について、宿泊費に含まれない諸経費や食事代は対象とならない。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）のうち、第3条第1号に該当する者は、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者等宿泊費補助金交付申請書（第1－1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 宿泊施設等を借り上げた際の契約書及び領収書（写し）
- (2) 宿泊施設等に宿泊した医療従事者等が、補助事業者の施設において新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事するために必要な宿泊であったことの証明書（第1－2号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者のうち、第3条第2号に該当する者は、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者等宿泊費補助金交付申請書（第1－3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 医療機関が医療従事者等に宿泊費を支払ったことが確認できる書類
- (2) 医療従事者等が宿泊施設等に宿泊費を支払った際の領収書（写し）
- (3) 宿泊施設に宿泊した医療従事者等が、補助事業者の施設において新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事するために必要な宿泊であったことの証明書（第1－4号様式）

- (4) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業者のうち、第3条第3号に該当する者は、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者等宿泊費補助金交付申請書（第1－5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該医療機関を経由して、知事に申請しなければならない。

- (1) 宿泊施設等の領収書（原本）
- (2) その他知事が必要と認める書類

4 前項の補助事業者の申請にあたり、当該医療機関は、同項の書類に加えて、次に掲げる書類を添えて、第1－6号様式により知事に進達しなければならない。

- (1) 進達の対象となる補助事業者が、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事するために必要な宿泊であったことの証明書（第1－4号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第7条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において、審査により、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、当該補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

ただし、第3条第3号に該当する補助事業者には、交付申請書を提出した医療機関を経由して通知するものとする。

2 知事は、前条の規定による書類を受理した場合において、審査により、補助金の交付が不適当であると認めるときは、当該補助事業者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

ただし、第3条第3号に該当する補助事業者には、交付申請書を提出した医療機関を経由して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内に新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者等宿泊費補助金取下げ申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、第3条第3号に該当する補助事業者は、交付申請書を提出した医療機関を経由して提出するものとする。

(指示及び検査)

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、遅滞なく新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者等宿泊費補助金請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、第3条第3号に該当する補助事業者は、交付申請書を提出した医療機関を経由して請求書を知事に提出することとし、当該医療機関は提出された請求書を知事に進達する。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金にかかる書類を整理し、補助金の交付の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、これを保存しなければならない。

(仕入控除税額の報告)

第13条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第4号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

ただし、補助事業者が、全国的に事業を展開する組織の一部（支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和2年5月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。